令和７年７月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 606 号

料金後納

ゆうメール

# まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
**7月号**
**第606号**

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp




“塩尻玄蕃まつり”

## －主な記事－

第13回通常総会開催報告 …… 2～4頁
令和８年度税制改正に関する提言 …… 5頁
令和６年度決算・令和７年度予算報告 … 6～7頁
税務ポイント …… 8～9頁
イイね ふるさと！ …… 9頁
労務レポート …… 10頁
皆さんこんにちは・大塚泰裕氏 …… 11頁
頑張ってます・安田琉夏氏 …… 11頁
会員福利厚生制度 PR …… 12頁
7月の予定、県連総会開催報告 等 …… 13頁
インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 14頁
社会貢献活動「献血活動」ご協力のお願い … 付録

イイね ふるさと！

### 『塩尻玄蕃まつり』（塩尻市）

塩尻市が誇る夏の風物詩「塩尻玄蕃まつり」が７月26日㈯に開催されます。このお祭りは塩尻の桔梗ヶ原に住んでいたと伝わる伝説の狐“玄蕃之丞”にちなみ、狐をモチーフに行われるお祭りです。歩行者天国となった大門商店街を個性豊かな連が「塩尻玄蕃おどり」を披露しながら練り歩きます。

50回記念大会の今年は、人と地域の「出会い」を軸に、沢山の企画が準備されています。あなたも是非、塩尻玄蕃まつりに参加して、塩尻に「出会い」に来てください！

**（関連記事９頁掲載　廣田伸一編集委員）**

確認印

| みんなで回覧しましょう。 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社長 | | | | | | | | 経理担当 | |

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

# 第13回通常総会のご報告

５月 29日㈭、ホテルブエナビスタにおいて第13回通常総会を開催いたしました。

当日は大勢のご来賓、会員の皆様にご参加いただいた中、予定されていた議事も滞りなく進み、役員改選案等の審議事項も無事承認いただきました。なお、役員改選では 15 年間会長を務めた神澤陸雄氏が退任され、新たに滝澤文雄氏が第８代会長に就任いたしました。また、総会に併せて松本税務署長感謝状贈呈、特別感謝状贈呈、優良経理担当者表彰も執り行われるとともに、静岡大学名誉教授小和田哲男氏による記念講演会も開催いたしました。

どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)



## 退任のご挨拶

前会長
神　澤　陸　雄

この度の総会をもちまして、松本法人会会長を退任いたしました。

振り返ってみますと、法人会副会長を仰せつかりましたのが1999年の５月でありました。また2010年には島さんの後任として会長を仰せつかり、今日を迎えることとなりました。

会長に就任しましてからの大きな節目が公益法人制度改革に伴う2013年の一般社団法人への移行でありました。

以来、新公益法人制度に即した適正運営に努め、長野県法人会連合会におきましては2021年からの４年間、会長として県下10法人会の支援を大きな柱として取り組んでまいりました。

私が、15年間、松本法人会会長として、その責務を果たすことができましたのも、ひとえに理事の皆様を始めとする役員そして会員の皆様の絶大なご支援・ご協力と税務ご当局を始めとする関係行政機関・団体等の皆様の温かいご支援によるものであったと、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、退任した後も松本法人会に対し、側面から、できる限りの応援をさせていただく所存であります。どうか、今後とも、滝澤新会長を中心に、相互の協力体制を強化され、松本法人会がより一層発展されますよう心からお祈り申し上げます。

重ねて、今まで賜りました皆様のご厚情に厚くお礼申し上げまして、退任にあたってのご挨拶とさせて頂きます。

長い間ありがとうございました。



## 就任のご挨拶

会　長
滝　澤　文　雄

この度の総会におきまして、ご退任されました神澤前会長の後任として会長に選出されました滝澤でございます。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご退任されました神澤前会長におかれましては、永い間、法人会に携わり会の要職を歴任され、全国的にも高い評価を得ている当会を導いていただいたことに、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、後任としての重責に身の引き締まる思いでございます。もとより、微力ではございますが、諸先輩方が築かれた立派な業績を継承することが私どもの責任と考え、精一杯、その職責を果たすべく覚悟を新たにしております。

私といたしましても法人会が設立当初より掲げる目標である、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚、更には地域社会への貢献に向けた取り組みを継続していくことで、公益法人としての質を高めて参りたいと考えております。我々中小企業や地方経済を取り巻く環境は依然として厳しく、当会に対する会員の皆様のニーズも多様化していますが、当会が支持され、充実発展していきますよう、精一杯、その職責を果たすべく役員一丸となって努力をしてまいりますので、会員の皆様、税務ご当局をはじめとする関係機関、団体の皆様におかれましても変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この度の総会でご退任された神澤前会長をはじめとする役員の皆様、関連機関、団体の皆様より当会に賜りました幾多のご厚情に対しまして、会員を代表して厚くお礼申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

# 表彰受賞者名簿

## ○関東信越国税局長感謝状受彰者（敬称略）

（６月13日　県連総会席上にて受彰）

神　澤　陸　雄（キッセイ薬品工業㈱）

## ○松本税務署長感謝状受彰者（順不同：敬称略）

小日向　義　夫（㈲泡の湯旅館）
菅　澤　一　隆（㈱マルイチマシン）
上　條　敏　昭（㈲徳澤園）
浅　川　琢　夫（キッセイ薬品工業㈱）
濵　田　　論（㈱理学）
中　島　敬　夫（㈱中島塗装店）
奥　原　　宰（㈲西糸屋）
中　野　美知子（㈲ナカノ）




前列左から小日向氏、齊藤副署長、松本署長、神澤氏、滝澤会長。後列左から中野氏、上條氏、菅澤氏、浅川氏、濵田氏。

## ○特別感謝状受賞者（順不同：敬称略）

１．正副会長を務めた退任者
神　澤　陸　雄（会長）
小日向　義　夫（副会長・組織委員長）
菅　澤　一　隆（副会長・穂高部会長）
上　條　敏　昭（副会長・厚生委員長）

２．役員定年による退任者
中　野　美知子（理事・女性部副部長、研修委員）
宮　本　　潔（監事）
横　内　義　明（運営審議員・本庄部会、厚生委員）
橋　詰　　修（運営審議員・寿部会）
酒　井　久　徳（運営審議員・塩尻部会）
大　沢　利　充（広報委員）

３．長期間役員を務めた退任者
浅　川　琢　夫（常任理事・広報副委員長）
小　松　伸　好（運営審議員・北部部会）
中　島　敬　夫（理事・南西部会長）
會　田　恵　司（運営審議員・穂高部会、総務委員）



左から神澤氏、小日向氏、菅澤氏、上條氏、中野氏、宮本氏、橋詰氏、浅川氏。

## ○優良経理担当者表彰

（順不同：敬称略）

**A区分**（勤続５年以上）　５名

| | |
|---|---|
| ㈱ダイワ | 等々力　　彩 |
| 花村産業㈱ | 平　賀　夏　子 |
| キッセイコムテック㈱ | 長谷川　実　咲 |
| ハシバテクノス㈱ | 内　澤　淳　子 |
| ㈱桜家 | 稲　垣　寿美枝 |

**B区分**（勤続10年以上）　２名

| | |
|---|---|
| キッセイ商事㈱ | 立　石　菜穂子 |
| キッセイ薬品工業㈱ | 堀　内　友　子 |

**C区分**（勤続20年以上）　４名

| | |
|---|---|
| ㈱オーチャード | 横　山　　洋 |
| （一財）信和会 | 栁　澤　亨　子 |
| キッセイ薬品工業㈱ | 浅　川　紀　之 |
| ㈱信栄物産 | 高　橋　洋　子 |




受賞者代表の横山さん

# 役員改選

役員改選の結果、次の通り新役員が決まりました。
※**太字**は新任、昇任者

**会　長　滝澤　文雄**
副会長　花岡　貞夫　研修委員長
〃　百瀬衛貴男　広報委員長
〃　百瀬　幸子　税制委員長
**〃　作田　永子　厚生委員長・塩尻部会長**
〃　萩原　敦己　豊科部会長
〃　髙橋　直樹　川手部会長
〃　谷上　正明　波田部会長
**〃　田中　幸一　総務委員長・西北部会長**
**〃　清水　是昭　組織委員長**
**〃　大堀　秀夫　穂高部会長**
専務理事　野村　和之
常任理事　川出　哲敬　青年部長
〃　渡辺くに子　女性部長・厚生副委員長
〃　鶴見　明夫　城西部会長
〃　上村　勝也
**〃　高山　哲**
**〃　鈴木　雅博**
〃　島　宏幸
〃　増田　博志　総務副委員長・上土部会長
**〃　伊藤　修　総務副委員長**
〃　上條　栄規　研修副委員長・南部部会長
〃　田内　光一　組織副委員長・南東部会長
**〃　忠地　恵子　広報副委員長**
〃　赤羽　勝巳　税制副委員長
〃　高橋　治美　厚生副委員長
理　事　木下　匡晃　今町・六九部会長
〃　斉藤　信人　伊勢町部会長
〃　伊藤　博敏　中央部会長
〃　甕　秀行　深志部会長
〃　市川　興一　本庄部会長
〃　田近　勝之　白板部会長
〃　大和　朗　城東部会長
〃　新井　巻好　東部部会長
**〃　大原　篤　北部部会長**
〃　加藤　文彦　南松本部会長
〃　浅川　貴央　芳川部会長
〃　富成　敏文　本郷部会長
〃　堀江　哲也　寿部会長
〃　宮下　秀保　研修副委員長・西部部会長
**〃　三谷　恒彦　南西部会長**
〃　髙木　一寿　三郷部会長
**〃　大川美千子　筑北部会長**
**〃　唐澤　和寿　安曇部会長**
〃　小松　保久　梓川部会長
〃　猪又　悟　堀金部会長
〃　小林　明博　朝日部会長
〃　上条祐一郎　山形部会長
**〃　奥原　充　奈川部会長**
**〃　齋藤　康行　上高地・白骨温泉旅館部会長**
〃　田中　均　農協部会長
**〃　大月　清光　組織副委員長**
**〃　中山　英也　広報副委員長**
〃　赤羽総一郎　税制副委員長
〃　廣田　伸一　青年部長経験者
**〃　山田　祥雄　青年部副部長**
**〃　奥原しげ子　女性部副部長**
監　事　伊藤　敏史
〃　柴田　博康
**〃　荒井　達雄**

【新顧問】
**神澤　陸雄（前会長）**
【新相談役】
**小日向　義夫（前副会長）**
**菅澤　一隆（前副会長）**
**上條　敏昭（前副会長）**
**飯塚　肇（税理士会松本支部長）**

## 青年部新役員

**※４月24日開催　第50回**
**通常総会にて改選**

部　長　川出　哲敬
**副部長　草田　章夫**
〃　小川原健太
**〃　安藤　崇博**
〃　濵　徳章
**〃　赤羽　洋紀**
〃　花村　佑子
〃　山田　祥雄
**第一委員長　犬飼　繁**
**副委員長　横内　秀章**
第二委員長　三沢　功
副委員長　太田　孝行
**第三委員長　川澄　智史**
**副委員長　村上　護**
**第四委員長　小倉　洋平**
副委員長　矢島　龍
第五委員長　大貫　心
**副委員長　小林　篤史**
第六委員長　藤原　哲司
副委員長　田中　悠喜
**第七委員長　飯島　聡**
**副委員長　安田　優**
監　査　内村　剛司
**〃　田内　光徳**

## 女性部新役員

**※４月18日開催　第46回**
**通常総会にて改選**

部　長　渡辺くに子
副部長　忠地　恵子
〃　奥原しげ子
〃　清沢　和恵
幹　事　橋本　京子
〃　原田紀美子
〃　二木　定子
〃　本間　恵子
〃　中野美知子
**〃　田力　淳子**
**〃　須澤まゆみ**
**〃　打木　宏子**
監　査　中澤　清子
〃　片山　雅子

# 令和８年度 税制改正に関する提言

令和７年度税制改正では、物価上昇局面における税負担調整及び就業調整対策の観点から所得税の基礎控除等の見直しが焦点となり、所得税の基礎控除や給与所得控除の控除額等の引き上げ、同一生計配偶者や扶養親族の所得要件の引き上げなどのほか、新たに「特定親族特別控除」や「基礎控除の特例」が創設された。

このような状況のなか、当会の税制委員会では、本年２月から４月にかけ、「税に関するアンケート」を実施し、国会審議の焦点となった「103万円の壁についての考え」「就労制限の現状」「加入対象が拡大している厚生年金保険・健康保険についての考え」などの回答を求めた。

「103万円の壁」については「所得税と年金制度両面からの整合性を求める回答や所得税の改革はじっくり腰を据えて取り組むべき」が合わせて52%、「速やかに引き上げるべきと減税財源を考慮しつつできるだけ大幅に引き上げるべき」が42%と意見が割れた。「就労制限の現状」では「就労制限による影響はほとんどない」が55%、「影響はあるが何とか対応している」が27%、「就労制限により人員確保に困っている」が９％と影響がない企業が過半数であることが分かった。

一方、企業負担が増大している「厚生年金保険・健康保険についての考え」では、「人材を確保するためにはやむを得ない」が57%、「企業負担が増加するので反対である」が 26%となり、人材確保を優先する考えが多いことがうかがえた。

当会としては、近年、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度や今般の所得税の改正などにも表れているように税が複雑化する傾向に歯止めをかけ、税の３原則とされる「公平・中立・簡素」に向けた税制の見直しを進めることを強く求めたい。

今後の我が国は、少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足が深刻化することになるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が持続的に活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和８年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

## ⑴　国税関係

ア．中小企業に対する法人税の軽減税率の特例(15%)を本則化し、適用所得金額（現行；800万円以下）を引き上げること。

イ．雇用拡大・賃金引上げを促進する税制を更に拡充すること。

ウ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で､更に見直しを進めること。特に、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める。

エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。

オ．消費税について、税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう再検討すること。

カ．所得税の課税最低限は社会保険の加入要件と整合性を図り、かつ、簡素な制度設計にすること。

キ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、１月の納付期限は１月20日とすること。

## ⑵　地方税関係

ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。特に、家屋の評価を経過年数に応じた評価方法に見直すことや免税点を大幅に引き上げることを求める。

イ．償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直すこと。

ウ．住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象にしているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、それゆえ、多くの納税者が認識していないことが問題である。この問題について地方税法で制限を設けるなど超過課税の解消に向けて検討を進めること。

## ⑶　その他について

ア．番号制度（個人番号）について、引き続き周知徹底を図るとともに、利用範囲のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。

イ．少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。

ウ．学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

（令和７年５月９日　　一般社団法人　松本法人会）

# 第13回通常総会議案書から

## 令和６年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和７年度予算【収支予算書】※抜粋

（単位：円）

| 令和６年度決算　〈事業別〉正味財産増減計算書 | | | |
|---|---|---|---|
| 科　　目 | 当年度 | 前年度 | 増　減 |
| **Ⅰ一般正味財産増減の部** | | | |
| **１．経常増減の部** | | | |
| (1)　経常収益 | | | |
| **特定資産運用益** | **550** | **561** | **▲ 11** |
| 特定資産受取利息 | 550 | 561 | ▲ 11 |
| **受取入会金** | **60, 000** | **85, 000** | **▲ 25, 000** |
| 受取入会金 | 60, 000 | 85, 000 | ▲ 25, 000 |
| **受取会費** | **34, 684, 000** | **35, 271, 500** | **▲ 587, 500** |
| 正会員受取会費 | 33, 931, 000 | 34, 479, 500 | ▲ 548, 500 |
| 賛助会員受取会費 | 753, 000 | 792, 000 | ▲ 39, 000 |
| **事業収益** | **231, 000** | **232, 000** | **▲ 1, 000** |
| 広報事業収益 | 231, 000 | 232, 000 | ▲ 1, 000 |
| **受取補助金等** | **19, 697, 760** | **19, 458, 630** | **239, 130** |
| 受取全法連補助金 | 218, 000 | 130, 000 | 88, 000 |
| 受取県連補助金 | 402, 560 | 392, 630 | 9, 930 |
| 受取全法連助成金振替額 | 18, 697, 200 | 18, 486, 000 | 211, 200 |
| 受取民間補助金 | 380, 000 | 450, 000 | ▲ 70, 000 |
| **受取負担金** | **1, 104, 000** | **1, 001, 000** | **103, 000** |
| 青年・女性部受取負担金 | 1, 104, 000 | 1, 001, 000 | 103, 000 |
| **雑収益** | **911, 871** | **782, 642** | **129, 229** |
| 受取利息 | 21, 217 | 366 | 20, 851 |
| 雑収益 | 890, 654 | 782, 276 | 108, 378 |
| **【経常収益計】** | **56, 689, 181** | **56, 831, 333** | **▲ 142, 152** |
| (2)　経常費用 | | | |
| **事業費** | **49, 560, 159** | **53, 741, 739** | **▲ 4, 181, 580** |
| **(税務支援事業)** | **554, 860** | **765, 748** | **▲ 210, 888** |
| 会場費 | 368, 950 | 334, 030 | 34, 920 |
| 印刷製本費 | 47, 928 | 286, 277 | ▲ 238, 349 |
| 通信運搬費 | 13, 760 | 18, 687 | ▲ 4, 927 |
| 会議費 | 124, 222 | 126, 754 | ▲ 2, 532 |
| **(税の啓発・提言事業)** | **394, 055** | **301, 689** | **92, 366** |
| 印刷製本費 | 44, 550 | 44, 550 | 0 |
| 通信運搬費 | 9, 031 | 5, 969 | 3, 062 |
| 表彰費 | 91, 350 | 76, 250 | 15, 100 |
| 支払負担金 | 24, 000 | 21, 000 | 3, 000 |
| 会議費 | 127, 224 | 99, 920 | 27, 304 |
| 雑費 | 97, 900 | 54, 000 | 43, 900 |
| **(経営支援事業)** | **2, 148, 618** | **3, 611, 434** | **▲ 1, 462, 816** |
| 会場費 | 457, 120 | 757, 245 | ▲ 300, 125 |
| 印刷製本費 | 143, 550 | 296, 450 | ▲ 152, 900 |
| 通信運搬費 | 8, 665 | 61, 112 | ▲ 52, 447 |
| 支払負担金 | 116, 000 | 116, 000 | 0 |
| 諸謝金 | 1, 203, 036 | 2, 054, 298 | ▲ 851, 262 |
| 広告宣伝費 | 167, 200 | 222, 200 | ▲ 55, 000 |
| 会議費 | 52, 920 | 104, 013 | ▲ 51, 093 |
| 雑費 | 127 | 116 | 11 |
| **(地域社会貢献事業)** | **2, 083, 358** | **2, 120, 481** | **▲ 37, 123** |
| 印刷製本費 | 37, 400 | 38, 500 | ▲ 1, 100 |
| 支払寄付金 | 1, 938, 097 | 1, 970, 582 | ▲ 32, 485 |
| 通信運搬費 | 10, 899 | 10, 710 | 189 |
| 委託費 | 19, 800 | 19, 800 | 0 |
| 支払負担金 | 10, 000 | 10, 000 | 0 |
| 雑費 | 67, 162 | 70, 889 | ▲ 3, 727 |
| **(広報事業)** | **8, 314, 576** | **8, 466, 821** | **▲ 152, 245** |
| 印刷製本費 | 4, 337, 939 | 4, 381, 062 | ▲ 43, 123 |
| 通信運搬費 | 3, 797, 477 | 3, 923, 079 | ▲ 125, 602 |
| 委託費 | 122, 000 | 121, 000 | 1, 000 |
| 会議費 | 57, 160 | 41, 680 | 15, 480 |
| **(会員増強事業)** | **1, 331, 740** | **1, 349, 085** | **▲ 17, 345** |
| 印刷製本費 | 509, 300 | 525, 800 | ▲ 16, 500 |
| 通信運搬費 | 9, 457 | 63, 680 | ▲ 54, 223 |
| 表彰費 | 198, 000 | 207, 000 | ▲ 9, 000 |
| 会議費 | 614, 983 | 552, 605 | 62, 378 |
| **(厚生制度推進事業)** | **162, 210** | **91, 880** | **70, 330** |
| 表彰費 | 130, 000 | 80, 000 | 50, 000 |
| 会議費 | 32, 210 | 11, 880 | 20, 330 |
| **(会員支援事業)** | **7, 617, 483** | **10, 553, 493** | **▲ 2, 936, 010** |
| 諸謝金 | 722, 373 | 471, 732 | 250, 641 |
| 印刷製本費 | 416, 912 | 314, 006 | 102, 906 |

（単位：円）

| 令和７年度予算　収支予算書 | |
|---|---|
| 科　　目 | 予算額 |
| **Ⅰ一般正味財産増減の部** | |
| **１．経常増減の部** | |
| (1)　経常収益 | |
| **特定資産運用益** | **1, 000** |
| 特定資産受取利息 | 1, 000 |
| **受取入会金** | **60, 000** |
| 受取入会金 | 60, 000 |
| **受取会費** | **34, 600, 000** |
| 正会員受取会費 | 34, 250, 000 |
| 賛助会員受取会費 | 350, 000 |
| **事業収益** | **300, 000** |
| 広報事業収益 | 300, 000 |
| **受取補助金等** | **20, 012, 580** |
| 受取全法連助成金 | 50, 000 |
| 受取県連補助金 | 263, 380 |
| 受取全法連助成金振替額 | 19, 259, 200 |
| 受取民間補助金 | 440, 000 |
| **受取負担金** | **1, 153, 000** |
| 青年・女性部受取負担金 | 1, 153, 000 |
| **雑収益** | **801, 000** |
| 受取利息 | 1, 000 |
| 雑収益 | 800, 000 |
| **【経常収益計】** | **56, 927, 580** |
| (2)　経常費用 | |
| **事業費** | **48, 179, 540** |
| **(税務支援事業)** | **420, 000** |
| 会場費 | 250, 000 |
| 印刷製本費 | 40, 000 |
| 通信運搬費 | 10, 000 |
| 会議費 | 120, 000 |
| **(税の啓発・提言事業)** | **280, 000** |
| 印刷製本費 | 50, 000 |
| 通信運搬費 | 10, 000 |
| 表彰費 | 50, 000 |
| 支払負担金 | 20, 000 |
| 会議費 | 80, 000 |
| 雑費 | 70, 000 |
| **(経営支援事業)** | **2, 310, 000** |
| 会場費 | 350, 000 |
| 印刷製本費 | 200, 000 |
| 通信運搬費 | 20, 000 |
| 支払負担金 | 150, 000 |
| 諸謝金 | 1, 380, 000 |
| 広告宣伝費 | 160, 000 |
| 会議費 | 50, 000 |
| **(地域社会貢献事業)** | **1, 320, 000** |
| 印刷製本費 | 40, 000 |
| 支払寄付金 | 1, 200, 000 |
| 委託費 | 20, 000 |
| 支払負担金 | 10, 000 |
| 雑費 | 50, 000 |
| **(広報事業)** | **8, 480, 000** |
| 印刷製本費 | 4, 300, 000 |
| 通信運搬費 | 4, 000, 000 |
| 委託費 | 120, 000 |
| 会議費 | 60, 000 |
| **(会員増強事業)** | **1, 230, 000** |
| 印刷製本費 | 500, 000 |
| 通信運搬費 | 50, 000 |
| 表彰費 | 80, 000 |
| 会議費 | 600, 000 |
| **(厚生制度推進事業)** | **160, 000** |
| 表彰費 | 80, 000 |
| 支払負担金 | 20, 000 |
| 委託費 | 20, 000 |
| 会議費 | 40, 000 |
| **(会員支援事業)** | **7, 060, 000** |
| 諸謝金 | 500, 000 |
| 印刷製本費 | 470, 000 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 通信運搬費 | 191, 464 | 224, 505 | ▲ 33, 041 | 通信運搬費 | 200, 000 |
| 委託費 | 3, 465, 525 | 6, 582, 609 | ▲ 3, 117, 084 | 委託費 | 2, 700, 000 |
| 表彰費 | 40, 436 | 827, 350 | ▲ 786, 914 | 表彰費 | 280, 000 |
| 支払負担金 | 520, 800 | 393, 730 | 127, 070 | 支払負担金 | 400, 000 |
| 保険料 | 8, 580 | 6, 708 | 1, 872 | 保険料 | 10, 000 |
| 会議費 | 2, 149, 363 | 1, 482, 843 | 666, 520 | 会議費 | 2, 500, 000 |
| 会場費 | 2, 100 | 0 | 2, 100 | | |
| 雑費 | 99, 930 | 250, 010 | ▲ 150, 080 | | |
| 給料手当 | 13, 946, 273 | 13, 836, 653 | 109, 620 | 給料手当 | 14, 094, 000 |
| 役員報酬 | 313, 200 | 313, 200 | 0 | 役員報酬 | 313, 200 |
| 福利厚生費 | 3, 148, 707 | 2, 645, 402 | 503, 305 | 福利厚生費 | 2, 610, 000 |
| 退職給付費用 | 105, 686 | 71, 853 | 33, 833 | 中退金支出 | 584, 640 |
| 中退金支出 | 584, 640 | 584, 640 | 0 | 退職給付費用 | 130, 500 |
| 旅費交通費 | 526, 029 | 518, 834 | 7, 195 | 旅費交通費 | 913, 500 |
| 印刷製本費 | 429, 240 | 511, 382 | ▲ 82, 142 | 印刷製本費 | 696, 000 |
| 通信運搬費 | 1, 402, 719 | 1, 368, 050 | 34, 669 | 通信運搬費 | 1, 566, 000 |
| リース料 | 701, 895 | 638, 853 | 63, 042 | リース料 | 609, 000 |
| 減価償却費 | 55, 542 | 74, 684 | ▲ 19, 142 | 減価償却費 | 17, 400 |
| 消耗品費 | 233, 972 | 199, 026 | 34, 946 | 消耗品費 | 261, 000 |
| 消耗什器備品費 | 0 | 139, 897 | ▲ 139, 897 | 賃借料 | 1, 948, 800 |
| 賃借料 | 1, 946, 361 | 1, 946, 361 | 0 | 事務所管理費 | 1, 087, 500 |
| 事務所管理費 | 1, 151, 601 | 1, 125, 034 | 26, 567 | 支払手数料 | 304, 500 |
| 支払手数料 | 295, 159 | 299, 084 | ▲ 3, 925 | 新聞図書費 | 217, 500 |
| 新聞図書費 | 224, 033 | 217, 596 | 6, 437 | 広告宣伝費 | 43, 500 |
| 広告宣伝費 | 62, 205 | 196, 185 | ▲ 133, 980 | 委託費 | 217, 500 |
| 委託費 | 169, 293 | 190, 061 | ▲ 20, 768 | 事務委託費 | 870, 000 |
| 事務委託費 | 870, 000 | 835, 200 | 34, 800 | 支払負担金 | 348, 000 |
| 支払負担金 | 442, 830 | 482, 931 | ▲ 40, 101 | 雑費 | 87, 000 |
| 租税公課 | 9, 536 | 9, 536 | 0 | | |
| 雑費 | 334, 338 | 276, 646 | 57, 692 | | |
| **管理費** | **9, 607, 968** | **9, 269, 371** | **338, 597** | **管理費** | **9, 572, 460** |
| 給料手当 | 2, 083, 927 | 2, 067, 547 | 16, 380 | 給料手当 | 2, 106, 000 |
| 役員報酬 | 46, 800 | 46, 800 | 0 | 役員報酬 | 46, 800 |
| 福利厚生費 | 470, 497 | 395, 290 | 75, 207 | 福利厚生費 | 390, 000 |
| 退職給付費用 | 15, 792 | 10, 737 | 5, 055 | 中退金支出 | 87, 360 |
| 中退金支出 | 87, 360 | 87, 360 | 0 | 退職給付費用 | 19, 500 |
| 会議費 | 5, 285, 607 | 4, 983, 978 | 301, 629 | 会議費 | 5, 150, 000 |
| 旅費交通費 | 78, 601 | 77, 526 | 1, 075 | 旅費交通費 | 136, 500 |
| 印刷製本費 | 64, 141 | 76, 413 | ▲ 12, 272 | 印刷製本費 | 104, 000 |
| 通信運搬費 | 209, 602 | 204, 421 | 5, 181 | 通信運搬費 | 234, 000 |
| リース料 | 104, 882 | 95, 462 | 9, 420 | リース料 | 91, 000 |
| 減価償却費 | 8, 301 | 11, 160 | ▲ 2, 859 | 減価償却費 | 2, 600 |
| 消耗品費 | 34, 962 | 29, 739 | 5, 223 | 消耗品費 | 39, 000 |
| 消耗什器備品費 | 0 | 20, 903 | ▲ 20, 903 | 賃借料 | 291, 200 |
| 賃借料 | 290, 835 | 290, 835 | 0 | 事務所管理費 | 162, 500 |
| 事務所管理費 | 172, 078 | 168, 109 | 3, 969 | 支払手数料 | 45, 500 |
| 支払手数料 | 44, 104 | 44, 692 | ▲ 588 | 新聞図書費 | 32, 500 |
| 新聞図書費 | 33, 477 | 32, 514 | 963 | 広告宣伝費 | 6, 500 |
| 広告宣伝費 | 9, 295 | 29, 315 | ▲ 20, 020 | 委託費 | 32, 500 |
| 委託費 | 25, 297 | 28, 399 | ▲ 3, 102 | 事務委託費 | 130, 000 |
| 事務委託費 | 130, 000 | 124, 800 | 5, 200 | 支払負担金 | 52, 000 |
| 支払負担金 | 66, 170 | 72, 162 | ▲ 5, 992 | 渉外慶弔費 | 400, 000 |
| 渉外慶弔費 | 294, 857 | 328, 446 | ▲ 33, 589 | 雑費 | 13, 000 |
| 租税公課 | 1, 424 | 1, 424 | 0 | | |
| 雑費 | 49, 959 | 41, 339 | 8, 620 | | |
| **【経常費用計】** | **59, 168, 127** | **63, 011, 110** | **▲ 3, 842, 983** | **【経常費用計】** | **57, 752, 000** |
| **【当期経常増減額】** | **▲ 2, 478, 946** | **▲ 6, 179, 777** | **3, 700, 831** | **【当期経常増減額】** | **▲ 824, 420** |
| **２．経常外増減の部** | | | | **２．経常外増減の部** | |
| ⑴　経常外収益 | | | | ⑴　経常外収益 | |
| 【経常外収益計】 | 0 | 0 | 0 | 【経常外収益計】 | － |
| ⑵　経常外費用 | | | | ⑵　経常外費用 | |
| 【経常外費用計】 | 0 | 0 | 0 | 【経常外費用計】 | － |
| 【当期経常外増減額】 | 0 | 0 | 0 | 【当期経常外増減額】 | － |
| 【税引前当期一般正味財産増減額】 | ▲ 2, 478, 946 | ▲ 6, 179, 777 | 3, 700, 831 | 【税引前一般正味財産増減額】 | ▲ 824, 420 |
| 【法人税及び住民税】 | 21, 000 | 21, 000 | 0 | 【法人税及び住民税】 | 21, 000 |
| **【当期一般正味財産増減額】** | **▲ 2, 499, 946** | **▲ 6, 200, 777** | **3, 700, 831** | **【当期一般正味財産増減額】** | **▲ 845, 420** |
| 【一般正味財産期首残高】 | 79, 745, 726 | 85, 946, 503 | ▲ 6, 200, 777 | 【一般正味財産期首残高】 | 77, 000, 000 |
| 【一般正味財産期末残高】 | 77, 245, 780 | 79, 745, 726 | ▲ 2, 499, 946 | 【一般正味財産期末残高】 | 76, 154, 580 |
| **Ⅱ指定正味財産増減の部** | | | | **Ⅱ指定正味財産増減の部** | |
| **受取補助金等** | **18, 697, 200** | **18, 486, 000** | **211, 200** | **受取補助金等** | **19, 259, 200** |
| 受取全法連助成金 | 18, 697, 200 | 18, 486, 000 | 211, 200 | 受取全法連助成金 | 19, 259, 200 |
| **一般正味財産への振替額** | **▲ 18, 697, 200** | **▲ 18, 486, 000** | **▲ 211, 200** | **一般正味財産への振替額** | **▲ 19, 259, 200** |
| 一般正味財産への振替額 | ▲ 18, 697, 200 | ▲ 18, 486, 000 | ▲ 211, 200 | 一般正味財産への振替額 | ▲ 19, 259, 200 |
| 【当期指定正味財産増減額】 | 0 | 0 | 0 | 【当期指定正味財産増減額】 | － |
| 【指定正味財産期首残高】 | 0 | 0 | 0 | 【指定正味財産期首残高】 | － |
| 【指定正味財産期末残高】 | 0 | 0 | 0 | 【指定正味財産期末残高】 | － |
| **Ⅲ正味財産期末残高** | **77, 245, 780** | **79, 745, 726** | **▲ 2, 499, 946** | **Ⅲ正味財産期末残高** | **76, 154, 580** |

㈱【審議事項】「〈事業別〉正味財産増減計算書」、【報告事項】「令和７年度収支予算書」要点の抜粋です

# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室㉘〕所得税（譲渡所得）関係
## マイホームを売ったときの特例

Q. マイホームを売った際の所得税の特例にについて教えてください。

A. マイホーム（居住用財産）を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例があります。
これを、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」といいます。

**特例の適用を受けるための要件**

この特例の適用を受けるには、次の要件に当てはまることが必要です。

⑴ 売った資産は、下記のイからホまでのいずれかに該当する資産であること。

イ　現に自分が住んでいる家屋

ロ　以前に住んでいた家屋（住まなくなってから３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売る場合に限ります。なお、その家屋は、住まなくなった日以後、どのような用途に使用してもかまいません。）

ハ　上記イまたはロの家屋とともに売ったその敷地や借地権

ニ　上記イまたはロの家屋を取り壊した場合のその敷地で、次の２つの要件すべてに当てはまるもの。

㈠　その敷地の譲渡契約が、家屋を取り壊した日から１年以内に締結され、かつ、住まなくなった日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに売ること。

㈡　家屋を取り壊してから譲渡契約を締結した日まで、その敷地を貸駐車場などその他の用に供していないこと。

ホ　家屋が災害により滅失した場合のその敷地で、次の区分に応じた期限までに売るもの（これらの土地の場合は、住まなくなった日以後、どのような用途に使用していてもかまいません。）

㈠　上記イの家屋の敷地の場合は、災害があった日から３年を経過する日の属する年の12月31日まで。

㈡　上記ロの家屋の敷地の場合は、住まなくなった日から３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで。

⑵ 売った年の前年および前々年にこの特例（「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」によりこの特例の適用を受けている場合を除きます。）またはマイホームの譲渡損失についての損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けていないこと。

⑶ 売った年、その前年および前々年にマイホームの買換えやマイホームの交換の特例の適用を受けていないこと。

⑷ 売った家屋や敷地等について、収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

⑸ 親子や夫婦など「特別の関係がある人」に対して売ったものでないこと。

「特別の関係がある人」には、このほか生計を一にする親族、家屋を売った後その売った家屋で同居する親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除または認定住宅新築等特別税額控除については、入居した年、その前年または前々年に、このマイホームを売ったときの特例の適用を受けた場合には、その適用を受けることはできません。

また、入居した年の翌年から３年目までのいずれかの年中に、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる資産以外の資産を譲渡し、この特例の適用を受ける場合にも、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の概要等については、マイホームの取得や増改築などしたときを参照してください。

**適用除外**

このマイホームを売ったときの特例は、次のような家屋には適用されません。

⑴ この特例の適用を受けることだけを目的として入居したと認められる家屋

⑵ 居住用家屋を新築する期間中だけ仮住まいとして使った家屋、その他一時的な目的で入居したと認められる家屋

⑶ 別荘などのように主として趣味、娯楽または保養のために所有する家屋

**対象者または対象物**

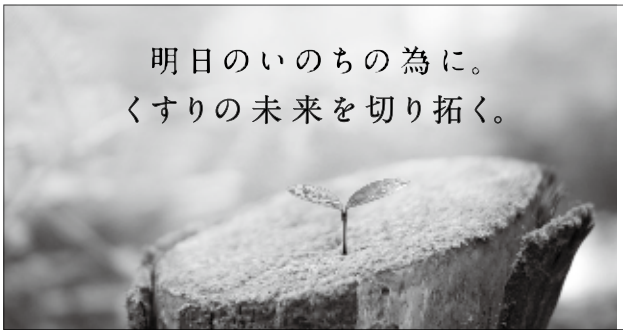
マイホーム（居住用財産）を売った一定の要件に当てはまる方

（例）

売却価格：6,000万円

取 得 費：3,000万円（建物は減価償却費相当額控除後）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで




キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

譲渡費用：300万円　の場合…
売却価格－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得

**＊特例の適用無し**

6,000万円－(3,000万円+300万円)＝2,700万円(譲渡所得は2,700万円)

**＊特例の適用あり**

6,000万円－(3,000万円+300万円)－2,700万円)＝０万円(譲渡所得は０万円)

※譲渡所得が０となり、税金はかからない。

**手続き**

**申告等の方法**

この特例の適用を受けるためには、一定の書類を添えて確定申告をすることが必要です。

＜参考＞東日本大震災に関する税制上の措置（概要）

被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例があります。詳しくは、「東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取扱いについて（個人の方を対象とした取扱い）【東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係)】」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/tokurei/zeikin.htm#a1

をご覧ください。

**申告先等**

所轄税務署

**提出書類等**

確定申告書に次の書類を添えて提出してください。

・譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）[ 土地・建物用 ]

なお、マイホームの売買契約日の前日においてそのマイホームを売った人の住民票に記載されていた住所とそのマイホームの所在地とが異なる場合などには、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類でそのマイホームを売った人がそのマイホームを居住の用に供していたことを明らかにするものを、併せて提出してください。

※尚、3,000万円特別控除と併せて利用することができる軽減税率を適用する特例があります。所有期間が10年を超えていた場合に、一定の要件に当てはまるときは、長期譲渡所得の税額を通常の場合よりも低い税率で計算する軽減税率の特例の適用を受けることができます。

(国税庁 HP　タックスアンサー　No.3305　マイホームを売ったときの軽減税率の特例)

**根拠法令等**

所法33、措法35、措令20の３、23、措規18の２、措通 31の３-２、31の３-14～15、35-２、35- ６、震災特例法 11の７

国税庁 HP　タックスアンサー NO.3302参照

**（税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）**

**（監修：関東信越税理士会　松本支部）**

## くくねふるさと！

### 『塩尻玄蕃まつり』
### ～ 伝説の狐が塩尻の夏を盛り上げる！～

近年では毎年７月に塩尻市の大門商店街を歩行者天国にして開催される「塩尻玄蕃まつり」。参加者自らが創り出す独自性と創造性、「自主参加型の祭り」を目指す夏祭りとして、狐をモチーフとした「塩尻玄蕃おどり」を参加する数多くの連が個性豊かに踊ります。この祭りの名称ともなった「玄蕃之丞」は、桔梗ヶ原地域に古くから伝わる狐の伝説です。塩尻市出身の児童文学作家 はまみつをさんが執筆された絵本（美しい切り絵が印象的です。）をご存じの方もおられるのではないでしょうか。

昭和51年に初めて開催され、今年 50 回目の節目を迎えます。「玄蕃まつり」は県下各地で市民祭が盛んになった時期に塩尻市でも全市を挙げたお祭りを創ろうと、昔からあった「玄蕃之丞祭り」を再興して作り上げた市民祭です。現在は、塩尻市をはじめ地元の事業者や商工会議所が組織する実行委員会が企画運営を行います。今年のお祭りは２部構成にて開催。第１部では、太鼓やキッズダンス、小学校の金管バンド演奏などが繰り広げられます。第２部は、「玄蕃おどり」を楽しみます。当日は、会場での登録にてご参加いただくことも可能だそうです。その他にもお化け屋敷や「玄蕃横丁」と名付けられた沢山のお店が出店し、訪れた人々を楽しませてくれます。

絵本では時代の流れに抗えず消えていった玄蕃之丞ですが、令和の時代に姿を変えて真夏の塩尻を大いに盛り上げてくれます。大勢の皆様のご参加をお待ちしております♪

（廣田伸一編集委員）

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

# 最近、注目を浴びている「退職代行」について



社会保険労務士　上　嶋　　宏

ニュースなどで４月の入社初日から退職代行サービスを利用した新入社員がいたとか、五月の連休明けに、このサービスの利用者が急増した､などと耳にしました。この「退職代行」というサービスがどのようなサービスでこれを利用された場合の対処方法についてお伝えします。

まず､「退職代行」とは、従業員自ら退職の意思を会社に伝えることが難しい場合に、その従業員に代わって退職の意思を会社に伝えてくれるサービスです。

高度成長期をくぐり抜けた上司・先輩たちから指導を受けた私のようなオジサンの常識からすると、退職の申出を人に頼んで代わりに会社に伝えて辞めるようなヤツは社会人失格と思っていました。だから､「退職代行サービス」を知ったときはただただ驚くばかりでした。

しかし、今回､「退職代行サービス」を利用した理由を調べてみて、このサービスを利用せざるを得ない背景が少しだけ見えてきました。オジサンの常識が今や非常識になりつつあるのではないかと思えてきました。

マイナビが 2024 年７月に直近１年間に転職した方対象にインターネット調査で退職代行を利用した理由を尋ねたところ

１. 退職を引き留められた(引き留められそうだ)から…40.7%
２. 自分から退職を言い出せる環境でないから……32.4%
３. 退職を伝えた後トラブルになりそうだから……23.7%

以上が退職代行を利用した理由の上位３つでした。

これらから、退職したいと思っても自ら切り出すことが難しいと感じている様子がうかがえます。おそらく、社長等役員や上司から持参した退職届をその場で破り捨てる。後任が見つかるまで退職は認めない。と言われたか､言われると思ったのではないでしょうか。

もっとひどい場合は、パワハラ・セクハラの被害を受け何も言い出せない位に精神的に追い込まれ、どうにもならなくて利用したとも思えました。

従業員が､「退職代行サービス」を利用せざるを得ない理由が見えてきたのですが、それでも退職の申出は、従業員自らするのが当たり前ではないだろうかと思い､「退職代行サービス」による退職の申出を会社は断ることが出来ないだろうかと調べてみました。

一般的に雇用契約は､期間の定めのない雇用契約（正社員等）と期間の定めのある雇用契約（嘱託、パート・アルバイト等）があります。

**１．期間の定めのない雇用契約の解約の申し入れ**

民法の 627 条第１項に「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から２週間を経過することによって終了する。」と定められています。この意味は、雇用契約の一方（従業員）が契約解除の意思表示を行った場合、その意思表示が適法かつ必要な形式の要件を備えていれば、相手方（会社）はその意思を拒むことなく、解除の効力を認めなければならないというものです。つまり、会社は、従業員が適法かつ必要な要件を備えた退職の申出を拒むことはできません。

**２．期間の定めのある雇用契約の解約の申し入れ**

期間の定めのある雇用契約の解除については、民法628条に「当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。…」と定められています。つまり、期間の定めのある雇用契約であっても「やむを得ない事由」があれば、雇用期間の途中であっても雇用契約の解除が出来ます。

この「やむを得ない事由」として

①　従業員自身の体調不良
②　家族や両親などの看病や介護が必要になった
③　パワハラやセクハラに遭っている

などの事由が該当します。

なお、このような「やむを得ない事由」を要件としない場合があります。それは、労働基準法第 137 条の中に「…民法第六百二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。」と定められています。

期間の定めのある雇用契約であっても一年経てば、理由の如何を問わずに従業員は、いつでも退職できます。即日でも退職できます。

つまり､「退職の自由」は法的に認められているといえます。

多くの労働者が退職代行サービスを利用しようとする背景には、労働者に退職の自由が法的に認められているにもかかわらず、企業が退職を引き止めようとすることにあるようです。後任が見つかるまで退職しないでほしい。または、後任が見つかるまで退職を認めない。後任を確保するよう労働者に命じる。といったことが退職代行サービスを利用する背景ではないでしょうか。

では､「退職代行サービス」を利用された場合、会社としてどうしたら良いのでしょう。業務の引き継ぎ、会社が従業員へ貸与した物品等の返還、従業員の私物の扱いなどについて対処方法のポイントを次回の労務レポートでお伝えします。

上嶋社会保険労務士事務所
〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928



皆さん
こんにちは♪

株式会社　ニューモラス
安曇野市豊科
代表取締役　大塚　泰裕 氏

# 『好きな場所で、好きな人たちと、好きなことを』

安曇野市で洋菓子店ニューモラスを営んでいる大塚さんにお話を伺ってきました。2017年３月に松本市で創業し、2021年に法人化、今年２月に安曇野市へ移転。横浜と東京のホテルで６年、鎌倉と東京で９年修行し、独立のタイミングで移住。東京での起業も考えましたが材料が何でも手に入るため旬が分からなくなると感じ、農家と関われる場所で店を開きたいと考え、長野での起業となりました。地域との融合を大切にし、安曇野の景観に敬意を払い建物は本物の和建築、中に入るとケーキ屋さんであるという遊び心を取り入れたとのこと。また、従業員の皆さまが楽しく働くためには経営者自身が楽しく働くこととおっしゃっていたことが印象的でした。

今後のビジョンとして、店舗展開はせず目の届く範囲で、好きな場所で好きな人たちと好きなことをすることをモットーにされているそうです。また、自動車メーカー MAZDA が掲げる「自社のファンに対し最大限の満足度を提供したい」という考えに共感し、リスペクトしているともお話ししてくれました。美味しいものを作るのは当然だが、それだけでなく、体験を提供し、また来たいと思ってもらえるような店づくりを目指しているそうです。



お休みの日は温泉などドライブに出掛けることが楽しみだそうです。気さくで優しい大塚さん、ファンが増えること間違いなし！

（菅野和光編集委員）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

## 頑張ってます!!



### 『利用者さんの顔を浮かべながら設計をしたい』

株式会社 エイ・デザイン
塩尻市宗賀
安田　琉夏　氏

株式会社エイ・デザインさんは、昭和51年開業で建築の企画・設計・監理などを行われています。公共施設、商業施設、医療施設、福祉施設、一般住宅など幅広く展開されています。最近では、塩尻市総合体育館（ユメックスアリーナ）や小坂田公園室内子どもアスレチックの設計にも携われています。

安田琉夏さんは、塩尻市出身ですが東京の建築専門学校で学び、地元で自分が設計した建物を建てたい、残したいという想いから地元で就職を決めました。就職活動中に同社の会社見学をし、設計した建物、デザイン、想いに感銘を受け、入社を決めました。入社３年目ですが、会長・社長・専務・常務から親切・丁寧に優しくご指導をいただき、今はたくさん経験を積んでいるところです。来年には、一級建築士の資格取得を目指しており、仕事をしながら学校へ通うことも検討して勉強を頑張っています。仕事で、福祉施設や保育園に行った時の経験から、「福祉施設や保育園などの設計をして、そこで生活する利用者さんが利便性が良く、過ごしやすい建物を作り、笑顔が溢れたら嬉しい。」とお話しくださいました。

機会があれば、勉強のためにドイツの景観や街並み、お城を見に行って世界観を広げたいとのことです。近い将来、安田さんが設計した建物を見るのが楽しみですね。　（廣田伸一編集委員）

法人会がん保険制度
公益財団法人 全国法人会総連合

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

# がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで
あなたによりそう
がん保険
ミライト



## 保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
**保障**

アフラックの
よりそうがん相談
**サポート**(＊1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
**精密検査**(＊2)、**診断前の通院**、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(＊1)アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。
(＊2)所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
引受保険会社
長野支社　〒380-0823長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!　アフラック 法人会　検索

No.1 アフラック がん保険 契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

P24245　AFアツ課-2024-0542　12月26日

「消費税申告一声運動実施中」

## 旧松本市内の部会の皆様へ　会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、６月12日㈭にご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申しあげますとともに、領収書が必要な場合は事務局（35-8080）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## ７月の予定

１日租税教室（旭町小学校）　２日税制委員会グループ会議　３日女性部幹事会　４日研修委員会　６日役員合同研修旅行（７日まで）　８日租税教室（開智小学校）　９日租税教室（今井小学校）　10日租税教室（豊科北小学校）　11日正副会長会、７月役員会　15日租税教室（波田小学校）　16日租税教室（並柳小学校）　18日租税教室（筑摩小学校）　23日組織委員会　29日決算説明会、新旧正副会長懇談会　30日青年部親睦例会　31日広報委員会編集会議

## 決算説明会

（法人税・消費税の説明会／６月決算法人対象）

７月29日㈫　午後２時より
松本市駅前会館「大会議室」



田中　荘太　氏

### 訃　　報

当会顧問（第４代会長）の田中荘太氏が去る６月11日にご逝去されました。享年98歳。

同氏は副会長（平成５～10年）、総務委員長（平成９～10年度）の要職を歴任された後、平成11年から２期４年間会長を務められました。

ここに当会発展のために賜りましたご厚情に深く感謝いたしますとともに、ご生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 県連第13回通常総会開催報告



６月13日、（一社）長野県法人会連合会の第 13回通常総会が開催されました（会場：ホテル国際 21）。総会では提出された報告事項、審議事項がすべて無事に承認される中、役員改選も行われ、２期４年間、県連会長を務められた神澤陸雄氏が退任されました。また、各種表彰が行われ、当会からは次の方が受賞されました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

**○国税局長感謝状贈呈**
前会長　神澤　陸雄　氏（キッセイ薬品工業㈱）

**○全法連功労者表彰〈順不同：敬称略〉**
常任理事・女性部長・厚生副委員長
渡辺くに子　氏（㈲渡辺モータース）
理事・本庄部会長
市川　興一　氏（㈱シンケン）

**○会員増強表彰（部会・役員）**
波田部会

**○県連特別感謝状贈呈**
前会長　神澤　陸雄　氏（キッセイ薬品工業㈱）

## インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

### インフォメーションコーナー掲載企業募集

**ご利用ください!!**

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます




お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

## ご利用下さい！！



法人会の会員限定

### インターネットセミナー（ネット配信）サービス
### セミナービデオレンタル（DVD・CD）

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください！！

パソコンでセミナーが受講できる！
**インターネットセミナー** 毎月更新

お好みのセミナーをＰＣやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載！

**セミナーDVDレンタルサービス**
会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のＤＶＤを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます！

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ！

※インターネットセミナー　ご利用時は
**会員ＩＤ：hj0915　パスワード：8080**
上記を入力してログインしてください。

**松本法人会HP**
http:／／www.matsumotohojinkai.or.jp

## 地区トピックス　「小坂田公園に新たな遊び場が誕生！」（塩尻市）



塩尻市の小坂田公園に昨年オープンした「こどもアスレチック」このアスレチックの最大の特徴は建物内全体に張り巡らせられた大型のネット遊具！ころがったり、はねたりと全身を使って遊ぶことができます。他にもボルダリングや、チューブスライダー、小さいお子様も遊べるスペースなど、天候を気にせず思いっきり遊べる施設となっており、運動能力の向上や、地域交流の場になっています。（菅野和光編集委員）

## 川柳コーナー

選挙前
隠れた米も
出てきたか

二刀流
もらえる元気も
２倍だね

熱帯夜
我が子の足が
飛んでくる

新米

## あとがき

２０２５年７月20日、日本の未来を決める大切な選択の日。参議院選挙は、単なる政治イベントではありません。私たち国民一人ひとりが、この国の「オーナー」として、その経営方針を決定する重要な機会です。

「自分の一票で何が変わるのだろう？」そう思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、この国を構成する一人ひとりの声こそが、政治を動かす原動力となります。少子高齢化、物価高騰、増税、年金制度改正、地域社会のあり方など、私たちの日々の暮らしに直結する課題に対し、どのような解決策が望ましいのか。それを問い、実現してくれる人を選ぶのが、他ならぬ私たちオーナーの役割です。

このままだと、「失われた30年」が40年になってしまう…国の経営を他人任せにするのではなく、自らの手でデザインしていく。その第一歩が、参議院選挙への参加です。私たち自身の、そして未来の社会のために、主権者としての意識を持って、その一票を投じてみてはいかがでしょうか？（菅野）

（本号編集委員：菅野和光　廣田伸一）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社